

認知症高齢者グループホームひまわりの郷

身体拘束その他の行動制限防止に係る指針

令和5年 6月 7日

(基本方針)

第1条 認知症高齢者グループホームひまわりの郷(以下「ホーム」という。)では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 ホームでは身体拘束防止に関し、次の方針を定め、常に職員に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。

- (1) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
- (2) 利用者の人格を尊重し、すべての職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。
- (3) 事故が起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。
- (4) 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束を行う場合は、極めて限定的に行う。

(身体拘束等適正化委員会の設置)

第2条 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、ホーム内に身体拘束等適正化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、3ヶ月1回以上開催し、利用者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について検討・協議し決定する。

3 委員会は、施設長、計画作成担当者、看護師が入り、その他職員をもって組織し、委員長は、施設長がこれに当たる。

4 委員会は、職員に対し身体拘束廃止に関する研修指導を適宜行う。

(発生した身体拘束等の報告方法)

第3条 別紙フローチャート参考

(身体拘束等適正化委員会での協議)

第4条 第1条第2項第4号の規定により利用者の身体拘束を行う必要性が生じた場合、委員会は、次の内容に基づき検討する。検討した結果は、議事録に残し保存する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。(切迫性)
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。(非代替性)
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。(一時的性)

(身体拘束その他行動制限について)

第5条 利用者が前条における要件をすべて満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員長は、職員に対し次の内容を指示する。

- (1) 利用者又は家族へ連絡し、身体拘束に関する説明書に基づいて利用者又は家族に対し詳細な説明を行う。
- (2) 利用者又は家族の了承を得た上で利用者に対して身体拘束その他行動制限が行われる場合は、利用者の様態、時間及び心身の状況を記録する。
- (3) 身体拘束その他行動制限が行われている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録に基づき継続的なカンファレンスを行う。

（身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針）

第6条 身体拘束等排除のための職員研修を年2回及び新規採用時に実施します。研修の内容は、基本的内容等の適切な知識を普及し、啓発するものであるとともに、指針に基づき、権利擁護及び身体拘束の適正化を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

（利用者等に関する当該指針に閲覧に関する基本方針）

第7条 本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設内に常設し、また、ホームページに公表します。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針）

第8条 「第5条身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

（身体拘束等発生時の対応に関する基本方針）

第9条 身体拘束の実施については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施された場合のみに限られる。

「緊急やむを得ない場合」の判断については、施設長、ケアマネジャーの合意の下で行う。その上で、身体拘束適正化委員会において、十分に協議する必要がある。個人による個別的な判断は行なわない。利用者及び家族に対しては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、実施する期間を十分に説明し、理解を得るように努める。身体拘束の実施については、1ヶ月に1回は、身体拘束の廃止に向けた会議を実施する。